

自家用有償旅客運送（公共交通空白地有償運送）登録の更新について

1. 経緯

- ・平成 27 年 8 月：自家用有償旅客運送について中津川市公共交通会議にて合意
- ・平成 27 年 9 月：自家用有償旅客運送者として登録
(登録の有効期間：平成 27 年 10 月 1 日～平成 29 年 9 月 30 日まで)
- ・平成 27 年 10 月：阿木地区で運行開始（特定非営利活動法人阿木ふるさと福祉村）
加子母地区で運行開始（特定非営利活動法人かしもむら）
付知地区で運行開始（特定非営利活動法人つけちスポーツクラブ）
- ・平成 29 年 10 月：更新登録し、令和 2 年 9 月に登録期限の満了を迎える
- ・令和 2 年 8 月：更新登録し、令和 5 年 12 月に登録期限の満了を迎える
- ・令和 5 年 9 月：更新登録し、令和 8 年 12 月に登録期限の満了を迎える

2. 必要性

①現状

阿木地区、加子母地区、付知地区は幹線となるバス路線や明知鉄道を有しているものの、公共交通機関では十分な地域内輸送が確保できない地域であるため、自家用有償旅客運送（公共交通空白地有償運送）により、地域内輸送の確保をおこなっている。

高齢者の通院や買い物利用のほか学童の利用等もあり、地域にとって必要不可欠な移動手段となっている。

②利用実績（令和 7 年度）

地区	運行日数	運行便数	利用者数
阿木地区	225 日	460 便	1,743 人
加子母地区	292 日	584 便	1,895 人
付知地区	145 日	290 便	554 人

3. 安全性の確保

①運転前の確認

- ・運行管理者基礎講習を受講した者を運行管理の責任者としている。
- ・「安全運転のための確認表」を使用し、運転者に対して、疾病、疲労、飲酒等の確認、安全確保のための指示を行い、内容を記録している。

②事故等発生時の連絡体制

- ・事故対応責任者を設置し、事故記録報告書の様式を定め、事故処理連絡体制を整備している。
- ・苦情処理責任者を設置し、苦情処理簿の様式を定め、苦情処理体制を整備している。

③任意保険は下記の条件で加入

- ・対人賠償、対物保証：無制限
- ・搭乗者保証：無制限

④自動車の点検整備

- ・安全な運行及び適切な整備を保つため、運行前の目視点検を実施すると共に、整備管理の責任者を設置し、整備管理体制を整備している。

4. 旅客から収受する対価

○運賃（一乗車あたり）

・大人（中学生以上） 200 円 ・小学生 100 円 ・乳幼児 無料

○定期券（コミュニティバス全線共通）

・大人（中学生以上） 1 か月 1,000 円 ・小学生 1 か月 500 円

○回数券（コミュニティバス全線共通）

・大人（中学生以上） 6 枚綴 1,000 円 ・小学生 6 枚綴 500 円

○運賃の減免

・身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者及び同乗するその介護者、療育手帳制度要綱（昭和 48 年厚生省発児第 156 号）に規定する療育手帳の交付を受けている者及び同乗するその介護者、精神保険及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及び同乗するその介護者については、運賃の 5 割に相当する額を減免する。

5. 自家用有償旅客運送の更新登録の申請書類

- ① 特定非営利活動法人 阿木ふるさと福祉村
- ② 特定非営利活動法人 かしもむら
- ③ 特定非営利活動法人 つけちスポーツクラブ

■申請書及び添付書類一覧（各 N P O 共通）

申請書及び添付書類		備 考
0	登録更新申請書【様式 1-2 号】	
1	定款、登記事項証明書、役員名簿	省略
2	宣誓書【様式第 3 号】	省略
3	協議が調ったことを証する書類	省略
4	車検証の写し	省略
5	運転者が要件を備えている証 【様式 4 号】	
6	運行管理責任者就任承諾書 【様式第 6 号】	
7	運転管理の体制【様式第 7 号】	
8	整備管理の体制【様式第 7 号】	
9	事故連絡体制【様式第 7 号】	
10	損害賠償措置	省略
11	登録証	

※申請書類等に記載する住所、氏名は個人情報保護のため記載していません。